

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された申請書を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者 ID、患者生年月日、患者住所、患者電話番号、診療情報

2 事案の経過

令和7年4月1日（火）

- ・担当医師は、複数の患者のカルテを画面に表示していたため、患者Yの申請書を誤って患者Xの電子カルテにて作成し、医師事務作業補助者（非常勤）に渡した。
- ・医師事務作業補助者は患者Yに申請書の氏名を確認することなく説明を行い、そのまま会計窓口担当に渡した。
- ・会計窓口担当も、患者Yに申請書を渡す際に、氏名を確認することなく、誤交付した。
- ・その後、患者が赴いた保健センターから架電にて、患者Yが持参した申請書が別の患者のものであると担当医師に連絡があり、誤交付が発覚。担当医師は、本事案の経緯を患者Yに説明するとともに謝罪した。
- ・担当医師は患者Xに、架電にて本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。
- ・会計窓口担当の責任者は保健センターへ赴き、患者Xの申請書を回収した。
- ・患者Yの申請書は即時、保健センターへファックスし、同日に原本を郵送した。

3 誤交付の原因

- ・担当医師が、電子カルテの氏名を十分に確認することなく別の患者の画面で申請書を作成したため。
- ・医師事務作業補助者が、申請書の氏名を患者と相互に確認することなく、会計窓口担当に渡したため。
- ・会計窓口担当が、申請書の氏名を患者と相互に確認することなく、患者に誤交付したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者の書類を電子カルテで作成する際は、当該患者のものであるか、指差し呼称にて確認すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者のものであるか、氏名を患者と相互に確認すること。
- ・医師は複数の患者の電子カルテ画面を同時に表示しないようにすること。

以 上